

(提案基準第14号) 土地区画整理事業等の完了地内における再開発に関する基準

土地区画整理事業が行われた土地の区域内等、一定の開発事業が完了した土地の区域内における再開発（当該再開発に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号に該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請地は、次のいずれかの土地の区域内に所在していること。
 - (1) 土地区画整理事業が行われた土地
 - (2) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行による改正前の法第34条第10号イの規定により適法に開発された土地
 - (3) 旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けた住宅地造成事業が行われた土地
- 2 申請地は、政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）でないこと。
- 3 当該再開発は、当初開発事業の土地利用の目的及び予定建築物の用途の変更を伴わないものであり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 4 宅地の分割を伴う場合にあつては、分割後の一区画当たりの土地の面積が165平方メートル以上確保されるものであること。
- 5 当該再開発について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。
- 6 開発の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年7月1日から施行)

(平成20年7月12日から施行)

(平成27年11月18日から施行)

(令和4年5月24日から施行)